

子育て支援員研修の実施について

1 研修の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、子育て支援の担い手となる人材を確保することを目的に研修会を開催します。

2 受講対象者

本事業の対象者は、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の事業等の職務に従事することを希望する方や現に従事している方。

3 申込み書類 子育て支援員研修 受講申込書（別紙）

4 申込み期間 平成28年10月20日（木）～平成28年11月4日（金）の 土・日曜日、祝日を除く 8:30～17:00 （ただし、各研修コースとも定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。）

5 申込み先 佐久穂町役場佐久庁舎 教育委員会こども課子育て支援係

6 研修の委託先 東京都新宿区左門町3-1 NPO法人日本チャイルドマインダー協会

7 その他

- ① 本研修は、厚生労働省が定める子育て支援員研修実施要綱に基づき実施します。
- ② 申込みにあたりましては、希望する研修コースのすべての回に参加することが条件になります。（欠席のある場合は修了証書の発行はできません。）
- ③ 研修は各コース・各回とも1回ずつ開催します。（補習等は開催できません。）
- ④ 研修の実施スケジュールは裏面をご覧ください。
なお、スケジュールは現段階の予定です。講師の都合で一部変更になる場合もありますのでご了承ください。変更のある場合は別途ご連絡いたします。
- ⑤ 受講は無料ですが、会場までの交通費や昼食・飲料等をご自身でご用意ください。
- ⑥ 研修日の受付では、本人確認のため身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証、パスポート・保険証等のいずれか）を毎回提示して頂きます。忘れた場合、研修に参加できないことがあります。（参加できない場合は欠席扱いとなり、修了証書の交付はできません。）
- ⑦ 託児について

託児を希望される方は、次の事項にご留意いただき受講申込書に必要事項を記入のうえご提出ください。

※生後6ヶ月未満の乳児や、体調の悪いお子さんはお預かりできない場合があります。

※お子さんの食事（離乳食を含む）、おやつ、飲料、哺乳瓶、ミルク、おむつなど、それぞれのお子さんに応じた物品をご持参ください。なお、ほかのお子さんの物品と取り違わないように記名をお願いします。

※薬などは取り扱えませんので、保護者の責任でご対応ください。

※託児は佐久穂町社会福祉協議会の「ふれあいサポート」に委託する予定です。